東京医科歯科大学病院運営会議細則

（平成１６年４月１日
病　院　長　制　定）

（趣旨）

第１条　この細則は、東京医科歯科大学病院規則（平成１６年規則第１０６号。以下「規則」という。）第７条第２項の規定に基づき、東京医科歯科大学病院運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条　運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 病院内諸規則の制定改廃に関する事項
(2) 病院内の人事に関する事項
(3) 病院の運営方針、中期計画、予算及び決算に関する事項
(4) その他病院の運営に関する重要事項

（組織）

第３条　運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 病院長
(2) 副病院長
(3) 病院長補佐
(4) 規則第５条第１項から第５項に規定する医系診療部門、歯系診療部門、基盤診療部門、診療管理部門、保険医療安全管理部、医療安全管理部、感染制御部、臨床研究監視室、看護部及び事務部に所属する診療部門長、センター長、部長及び室長
(5) 東京医科歯科大学院内組織に関する細則（令和３年制定）第７条に規定する各診療科の長及び副診療科長
(6) 事務部長

２　前項に掲げる者のほか、病院長が必要と認める者については、運営会議の議を経て構成員に加えることができる。

（会議の招集）

第４条　病院長は、運営会議を招集し、その議長となる。

２　病院長に事故あるときは、あらかじめ病院長が指名した者が議長となる。

（会議）

第５条　運営会議は、毎月１回開催する。ただし、病院長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

２　運営会議は、第３条第１項に定める構成員（以下「構成員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（部門別運営会議）

第６条　運営会議に、部門別運営会議を置くことができる。
２　前項の会議に関し必要な事項は、別に定める

（構成員以外の者の出席）
第７条　病院長が必要と認めるときは、運営会議の承認を得て、構成員以外の者を会議に出席させることができる。ただし、議決に加わることはできない。

（庶務）
第８条　運営会議に関する庶務は、病院事務部総務課において処理する。

（その他）
第９条　この細則の改正は、運営会議の議を経るものとする。

附　則
この細則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成２３年４月１５日制定）
この細則は、平成２３年４月１５日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。
附　則（平成２３年１０月２８日制定）
この細則は、平成２３年１０月２８日から施行し、平成２３年１０月１日から適用する。
附　則（平成２５年１０月３１日制定）
この細則は、平成２５年１０月３１日に施行し、平成２５年１０月１日から適用する。
附　則（平成２６年２月３日制定）
この細則は、平成２６年４月１日に施行する。
附　則（平成２６年６月１９日制定）
この細則は、平成２６年６月１９日に施行し、平成２６年５月１日から適用する。
附　則（平成２７年６月２９日制定）
この細則は、平成２７年７月１日に施行する。
附　則（平成２７年７月３１日制定）
この細則は、平成２７年８月１日に施行する。
附　則（平成３０年９月２０日制定）
この細則は、平成３０年９月２０日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。
附　則（令和３年１１月４日制定）
この細則は、令和３年１１月４日から施行し、令和３年１０月１日から適用する。